主

本件抗告を棄却する。

理 由

特別抗告申立書の記載によれば、本件不服申立の対象は、東京地方検察庁検察官が昭和五〇年六月一二日になした「抗告人と被告人Aとが六月一六日ころまで接見することを認めない」旨の処分だというのであるから、同月一九日にした本件申立は、法律上の利益を欠くものであり、不適法である。

よつて、刑訴法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五〇年六月三〇日

最高裁判所第二小法廷

豊		田	吉	裁判長裁判官
男	昌	原	岡	裁判官
雄	信	Ш	/J\	裁判官
- 郎	喜	塚	大	裁判官